

豊かな長寿社会に向けたまちづくり

基本方針

平成27年2月

茅ヶ崎市

目 次

1	検討の背景と目的	1
(1)	検討の背景	1
(2)	豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針の目的	3
2	豊かな長寿社会の将来像と施策の柱	5
(1)	豊かな長寿社会の将来像	5
(2)	豊かな長寿社会のライフスタイル	5
(3)	施策の柱	7
3	事業推進の基本的考え方と具体的事業	9
(1)	事業推進の基本的考え方	9
(2)	具体的事業	10
①	セカンドライフのプラットフォーム(高齢期における社会参加の仕組みづくり)	10
②	高齢期のケアサポート講座	12
③	ファミリー・サポート・センターの機能強化	13
④	放課後の学びの場の創出	14
⑤	学童保育、放課後子ども教室(小学校ふれあいプラザ)の機能強化	15
⑥	学童保育、放課後子ども教室(小学校ふれあいプラザ)のための学校施設の利活用	16
⑦	子育て世代等による住宅ストックの活用	17
⑧	住み慣れた地域での良好な住宅の整備促進	19
⑨	持ち家高齢者の転居に伴う資産運用	20
⑩	企業の共同等による事業所内保育施設の設置	21
⑪	健康増進と虚弱化予防のための事業	22
⑫	長寿社会のまちづくりイメージワークショップ	23
⑬	若年期からの共助の精神の育成	24
4	モデル地域での事業の推進	25
(1)	モデル地域の設定	25
(2)	モデル地域での事業推進にあたっての考え方	27
5	今後の進め方	28
(1)	推進体制	28
(2)	民間活力の活用	28
(3)	事業の改善と新たな事業の検討	28

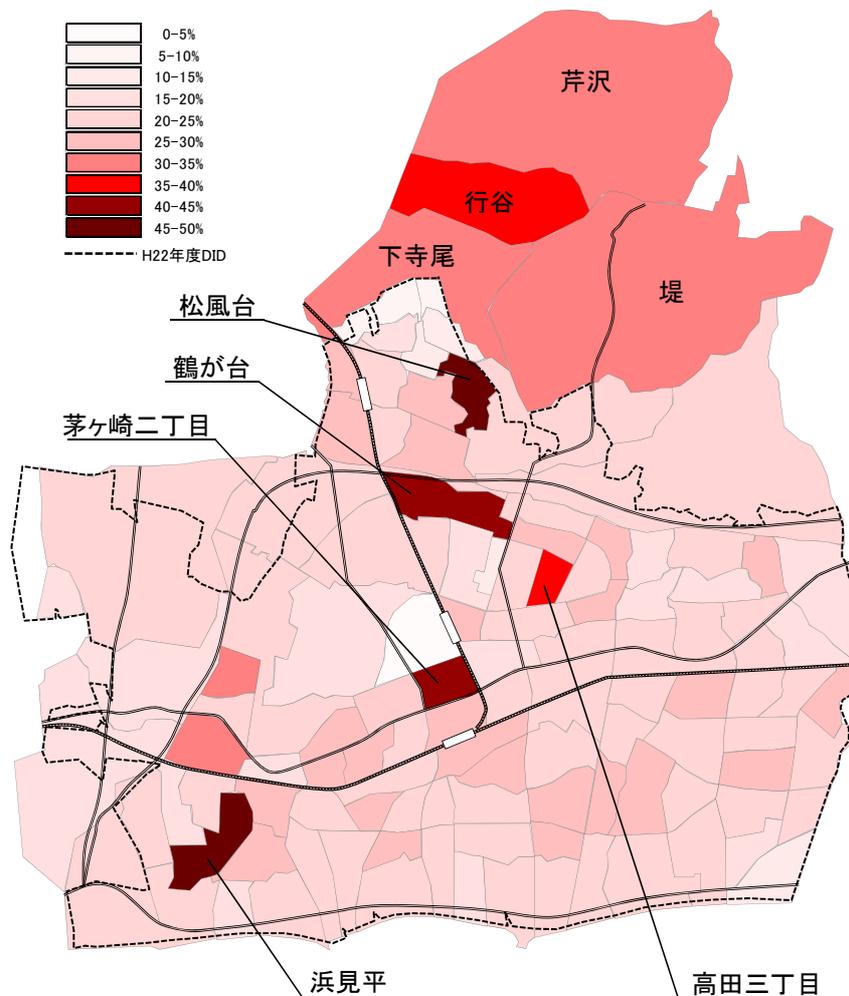
1 検討の背景と目的

(1) 検討の背景

○高齢化の現状

本市の高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は、平成26年4月1日現在で23.59%となっていますが、高齢化の進行は地区によりばらつきがあり、DID（人口集中地区）内では昭和30年代後半から40年代前半に日本住宅公団（現「UR都市機構」）により建設された賃貸型の住宅団地のある浜見平地区や鶴が台地区では40%を超え、同時期に住宅地として開発された松風台では45%、茅ヶ崎二丁目では40%、高田三丁目では35%を超えており、これらの地区では急速に高齢化が進行しています。

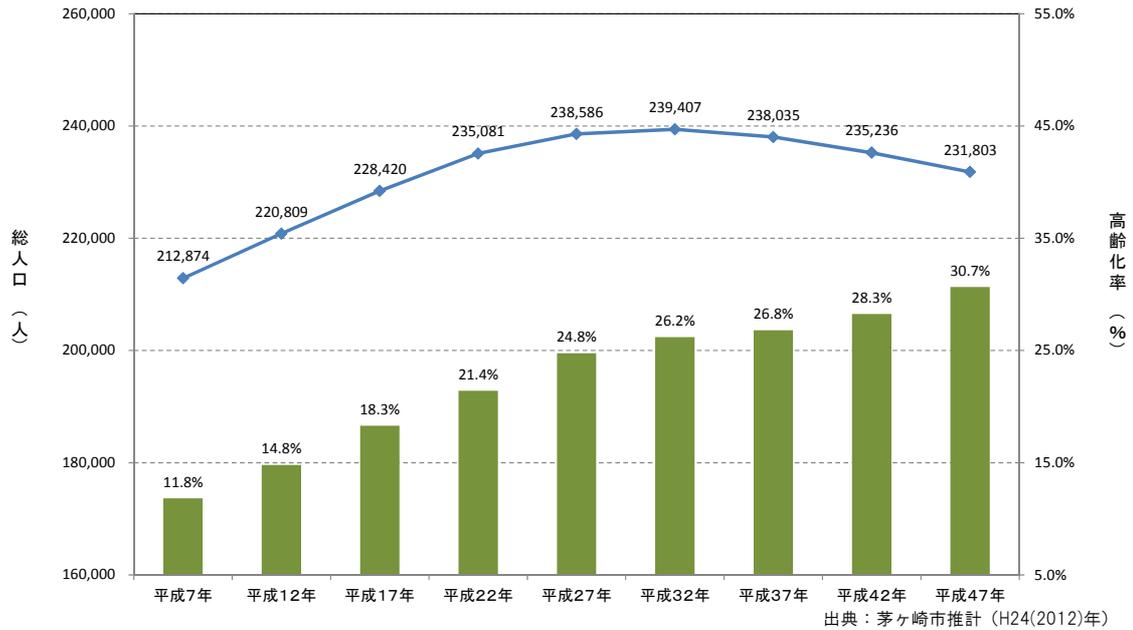
また、人口の絶対数が少ない為、高齢者の人数はそれほど多くはありませんが、DID外
の行谷、芹沢、下寺尾、堤でも高齢化率は30%を超えています。



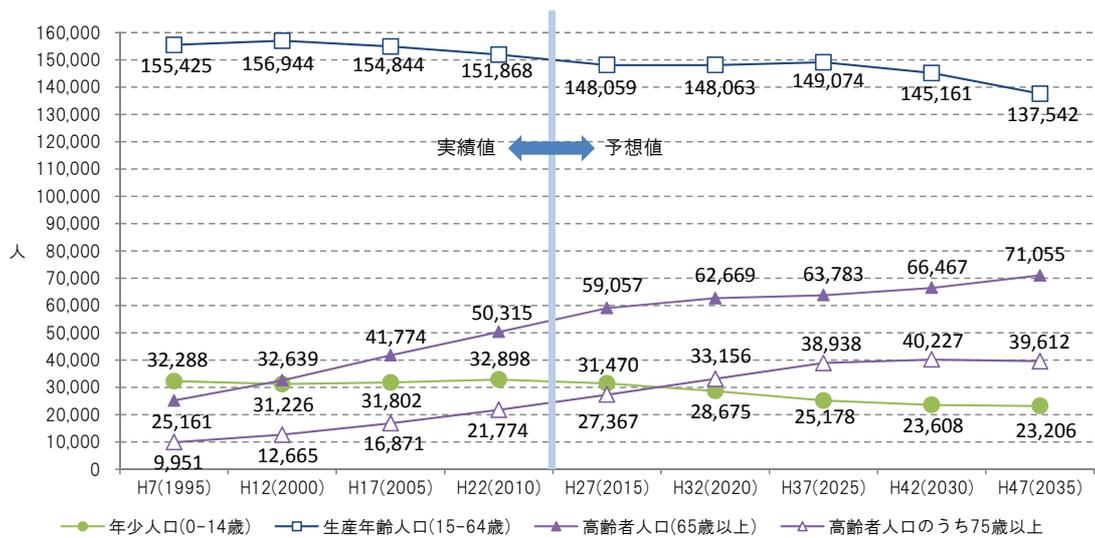
平成26年4月現在の茅ヶ崎市内の町丁字別高齢化率

○今後の高齢者人口の推移

本市の人口は、平成32年の239,407人、407人をピークに減少に転じると推計されています。しかし、高齢者人口は32年以降も依然として増加傾向にあり、47年には22年の約1.4倍の71,000人を超えると推計されています。特に、団塊の世代が後期高齢者に突入する37年以降には後期高齢者が39,000人を超えるため、このような人口構造に対応した施策が求められています。



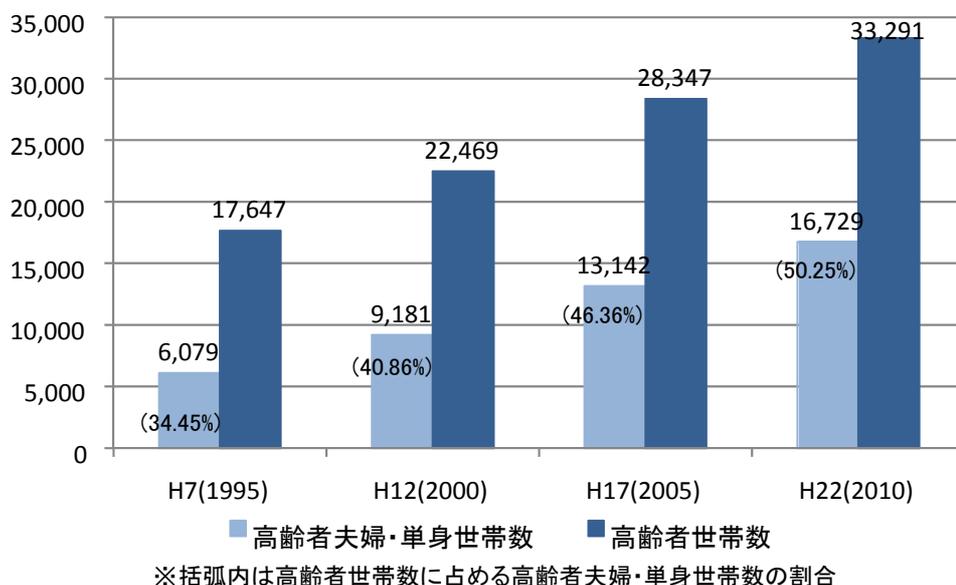
茅ヶ崎市の人口推計



茅ヶ崎市の年齢三区分別の将来人口推計

○高齢者世帯の推移

高齢者人口の増加に伴い高齢者世帯（65歳以上の世帯員がいる世帯）が増加しています。平成7年（1995年）に17,647世帯だった高齢者世帯数は、15年間で約1.9倍に増加し、平成22年（2010年）には33,291世帯と全世帯数の約36%を占めています。そのうち、高齢者夫婦・高齢者単身世帯は、平成22年（2010年）には15年前の約2.8倍の16,729世帯となり、高齢者を取り巻く家族環境が虚弱化し、家族により高齢者を支えるという形態の成立が困難になってきており、高齢者をコミュニティで支える形態を目指す必要があります。



※括弧内は高齢者世帯数に占める高齢者夫婦・単身世帯数の割合

茅ヶ崎市の高齢者夫婦・単身世帯数の推移

(2) 豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針の目的

本市では、これまで総合計画や高齢者福祉計画・介護保険事業計画等において、高齢者ができるだけ健康で、自らの能力を最大限に発揮し、生きがいを持ちつつ生活への意欲を高めていける地域づくりを目指した取り組みを掲げ、推進を図ってきました。

しかし、現状では団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）に向けた対応が充分であるとは言い難く、既存の様々な取り組みにおいて更なる高齢化への対応を図るとともに、次の時代を見据えた仕組みの構築を進めていくことが必要となります。このような背景を受け、平成25年（2013年）10月から「豊かな長寿社会に向けたまちづくり有識者会議」を開催し、有識者のアドバイスを受けながら高齢化がまちづくり、地域社会に与える影響や今後必要な取り組みについて、広範にわたり、総合的な検討を進め、平成26年（2014年）9月に「豊かな長寿社会に向けたまちづくり報告書」として取りまとめました。本基本方針は、「豊かな長寿社会に向けたまちづくり

報告書」を受け、平成37年（2025年）を一つの節目ととらえ、残された期間で豊かな長寿社会を実現するために、豊かな長寿社会の将来像等の基本的事項と今後推進する具体的事業を取りまとめたものです。

【参考】豊かな長寿社会に向けた有識者会議の概要

◆有識者名簿

秋山 弘子氏（東京大学高齢社会総合研究機構 特任教授）※
辻 哲夫氏（東京大学高齢社会総合研究機構 特任教授）
藤井 美文氏（文教大学国際学部 教授）
杉本 洋文氏（東海大学工学部 教授）
秋山 美紀氏（慶應義塾大学環境情報学部 准教授）
丸山 徳二氏（茅ヶ崎医師会 会長）
亀井 信幸氏（茅ヶ崎商工会議所 副会頭）

※座長

◆開催日程

第1回 平成25年10月 2日（水）
第2回 平成26年 1月 7日（火）
第3回 平成26年 3月31日（月）
第4回 平成26年 6月30日（月）
第5回 平成26年 8月28日（木）

2 豊かな長寿社会の将来像と施策の柱

(1) 豊かな長寿社会の将来像

高齢化の進行に伴う負の面として、個人のレベルでは健康や介護とそれに係る費用への心配が、社会のレベルでは現行の社会保障制度の限界、労働力の減少等が挙げられています。しかし、このような負の面の解決を図り、そこに暮らす人が幸福と感じる暮らしを創り上げ、持続可能な社会を形成していくことが重要となります。日本人の平均寿命は、大幅に延伸し、人生90年時代と言われている中、寿命の延伸に伴い増えた人生の時間をできるだけ健康で、生活の質を確保しながら過ごすことができる社会、つまり長寿であることを単に寿命の量的な部分だけでとらえるのではなく、寿命の質的な部分と量的な部分の双方から捉え、それらが充実した社会を豊かな長寿社会と定義します。本市では、豊かな長寿社会の将来像を「元気で、自分らしく、生涯暮らせるまち 湘南 茅ヶ崎」と設定し、茅ヶ崎に住みたい、住んで良かったと感じる人が増え、世代間バランスのとれた人口構成のもと、持続的に発展していくまちを目指します。

(2) 豊かな長寿社会のライフスタイル

個人がどう生きていくかは、それぞれの価値観によるもので千差万別ですが、人生90年時代において、長寿の恩恵を最大限生かしていくためには、人生のできるだけ早い時期から高齢期を含めたライフデザインを考えていく必要があります。55歳以上の各世代では、自分が幸福であるかを判断する際に最も重要視する項目として「健康」が挙げられており、長寿社会では健康を維持しながら人生の成熟期を過ごすことのできるライフスタイルを多くの人々が求めています。健康維持のためには、運動、楽しみ、生きがい、食、そして何よりそれらを求めて外出し、人と交流することが必要となります。

本市は温暖な気候と平坦な地形、山の幸、海の幸に恵まれ、それらを活かした様々な文化が形成され、また、市街地はコンパクトで東京や横浜からも1時間以内の距離にあるためそれらの文化も享受できる環境にあります。

そこで、自立期には生きがいを目的とした就労（以下、「生きがい就労」という。）や市民活動等に参加し、人生の成熟期に地域の担い手となって体を動かして暮らしながらも、茅ヶ崎や周辺の文化を楽しむために外出し、自分らしく活動することができ、できるだけ健康でいられるライフスタイルで過ごし、虚弱化が進んだ要介護期には、住み慣れた地域でそれまでの生活環境を大きく変更することなく、必要なケアを受けながらも、自分らしい生活を送ることができるライフスタイルで過ごす、そのような2層のライフスタイルが茅ヶ崎での豊かな長寿社会のライフスタイルと言えるのではないのでしょうか。



豊かな長寿社会のイメージ

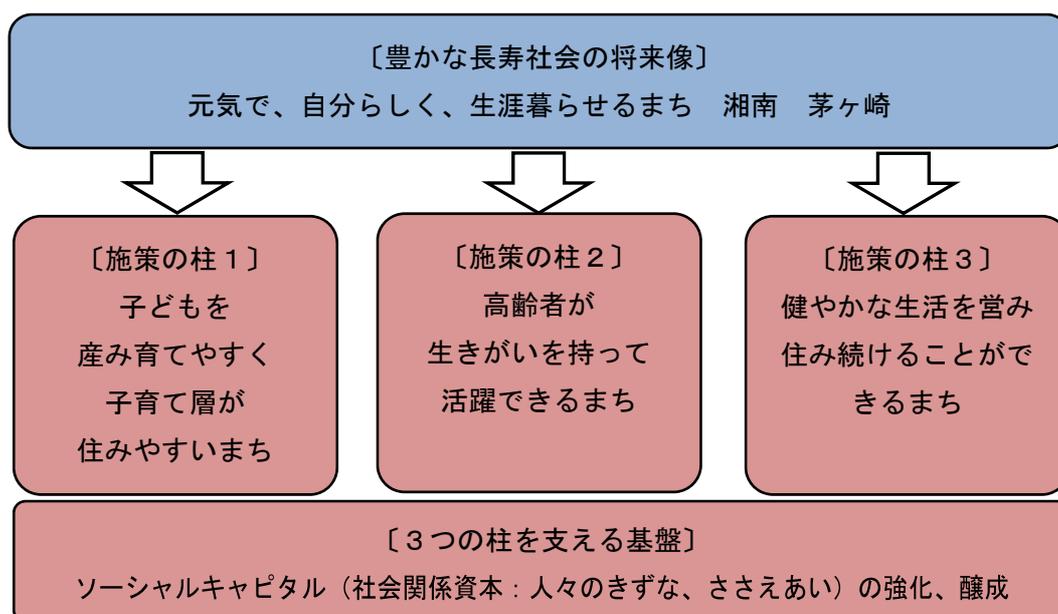
(3) 施策の柱

豊かな長寿社会の実現に向けて、本市でも多くの分野で取り組みが行われています。しかし、高齢化の急速な進行に伴いこれまで構築してきた社会の仕組みが十分に機能しなくなるものもあると危惧されており、豊かな長寿社会の将来像を実現するための取り組みを行っていく必要があります。団塊世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）頃までに、現役を引退した高齢者がいきいきと暮らしながら、子育て環境の向上や高齢者への支援等により生きがいを持ち高齢者が自分らしく暮らす仕組みが、また支援が必要な高齢者に対しては、安心して暮らせるためのケアの仕組みの構築が大きな課題となっています。

また、高齢化の課題が一段落した後の本市の持続的発展を考えた場合、住宅都市としての優位性の低下、一層の少子化、社会を支える層の減少が大きな課題となります。持続可能なまちづくりを行うためには、これらの課題を一体的にとらえながら施策を推進することが必要となります。

さらには、これら各世代の生活の質の向上のための仕組みに加えて、地域でのサロン活動など様々なコミュニケーションの場を通じて多世代が交流し、互いを尊重し合い助け合う心が育ち、まちの活力を生み出す取り組みについても考えていく必要があります。

これらのことから、「子どもを産み育てやすく 子育て層が住みやすいまち」、「高齢者が生きがいを持って活躍できるまち」、「健やかな生活を営み 住み続けることができるまち」の3つの施策の柱と、それらを支える基盤として「ソーシャルキャピタル（社会関係資本：人々のきずな、支え合い）の強化、醸成」を施策の柱として掲げ、これらの施策の柱間の連携を図りながら取り組みの推進を図ります。



[施策の柱1 子どもを産み育てやすく 子育て層が住みやすいまち]

長寿社会のコミュニティ構成員の適正な世代バランスの維持と共に、長期的な視点からも持続可能なまちづくりを進めるため、若年層・子育て層が暮らしやすいまちの形成に向け、次の視点を持って取り組みます。

- ① 里山、海等の自然環境に富んでいる、治安が安定している等、子どもの成育に望ましい環境の下で子育てをすることができる。
- ② 就労形態に合わせて子どもを預けることのできる環境が充実している。
- ③ 住まいの近くに働く場があり、職住近接の環境でワークライフバランスを保ちながら、安心して子育てができる。

[施策の柱2 高齢者が生きがいを持って活躍できるまち]

高齢者が人生の成熟期に自分らしく活動し、更にはそれが健康寿命の延伸に寄与するよう、社会参加の仕組みを構築するため、次の視点を持って取り組みます。

- ① セカンドライフ形成に向けた意識改革を行い、高齢者が市内でのセカンドライフ形成にスムーズに移行できる。
- ② 就労又は市民活動への参加の機会の場の充実を図り、生きがいを持った生活をするることができる。
- ③ セカンドライフに入った高齢者が個々の特性に合った就労や社会活動等の社会参加の場を探すことができる。

[施策の柱3 健やかな生活を営み 住み続けることができるまち]

高齢者が住み慣れた地域で生活を営み続けることができるよう、次の視点を持って取り組みます。

- ① 高齢者が生きがいを持って活動し、高齢者自身が健康保持や介護予防を図ることができる。
- ② 在宅で医療・看護・介護等の必要なケアや生活支援のサービスを受けることができ、住み慣れた環境で暮らすことができる。
- ③ 高齢者施設が整備され、高齢者世帯が住み慣れた環境で暮らすことができる。

[3つの柱を支える基盤 ソーシャルキャピタル（社会関係資本：人々のきずな、支え合い）の強化、醸成]

豊かな長寿社会に向け、共助の意識の向上を図るため、次の視点を持って取り組みます。

- ① 地域で活動する人たちが豊かな長寿社会のイメージを共有し、地域のつながりが構築できる。
- ② 共助の精神、助け合いの精神を子どものころより育む。

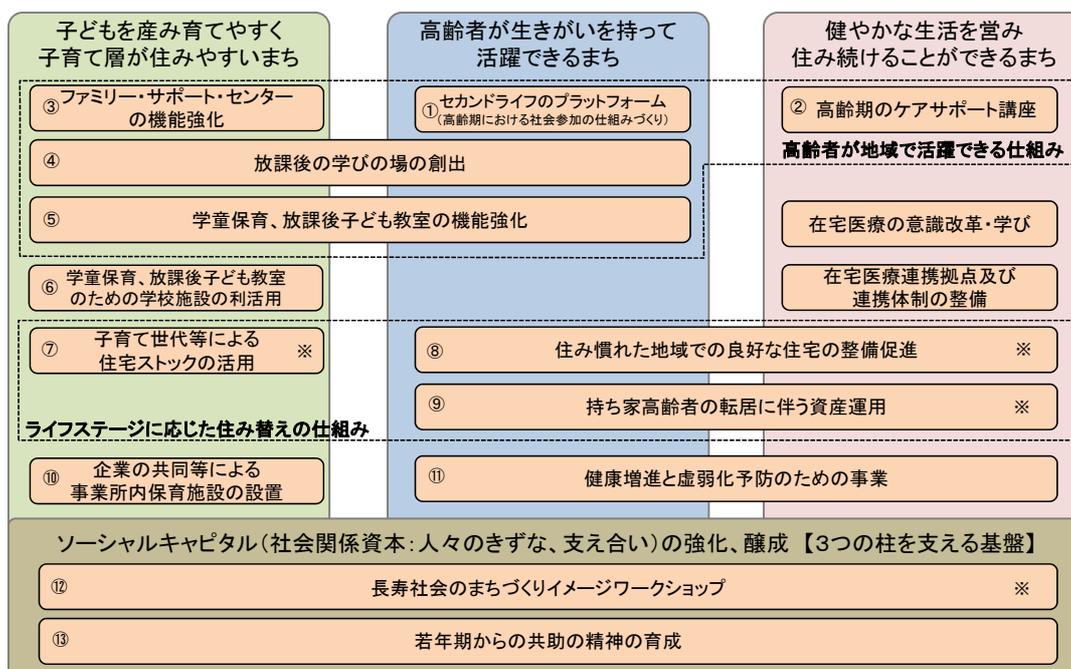
3 事業推進の基本的考え方と具体的事業

(1) 事業推進の基本的考え方

3つの施策の柱と施策の柱を支える基盤に対応して、次の事業を行うことが必要となります。事業の性質に応じて、地域毎の取り組みが必要なものやモデル事例を示したうえで、事業拡大を図ることが効果的なものはモデル地域を設定して先行的に取り組み、モデル地域での実績を踏まえて全市域への展開を図ることで、効果的な事業展開を進めます。なお、モデル地区での先行実施を予定している事業は、下図のとおりですが、今後の事業検討の中で柔軟に対応していきます。

また、事業の実施にあたっては、行政だけではなく、市民や市民が形成する自治会等の地域コミュニティ、NPO等のテーマ型コミュニティ、民間事業者が総ぐるみで取り組みを推進していく必要があります。行政として実施しなければならない事業または実施すべき事業を絞り込み、事業主体を積極的に民間に委ねることで、効果的、効率的に事業を展開することが肝要です。特に地元の民間事業者の活力を十分生かすことは、事業実施の確実性、継続性を確保するとともに、地域経済循環によりまちが活性化し、外出したくなるまちの創出にも繋がります。子育て層の定住促進を図り、持続可能なまちづくりを進めるためにも地域経済の活性化、雇用の拡大は、重要な視点です。

なお、「在宅医療の意識改革・学び」と「在宅医療連携拠点及び連携体制の整備」は既に取り組みが開始されている行政と医療福祉介護の関係機関代表者会議で具体的な検討を実施しており、多職種連携研修等により医療介護福祉の連携体制強化を進めるとともに平成26年度中に在宅医療連携拠点の方向性を定め、速やかに事業の実施に取り組めるよう、準備を進めていきます。



※ モデル地域での先行実施を予定している事業

(2) 具体的事業

① セカンドライフのプラットフォーム（高齢期における社会参加の仕組みづくり）

■目的

- 高齢者のセカンドライフへの円滑な移行
- 長寿社会のライフデザイン（地域活動、住まい方、在宅医療等）の意識醸成
- 生きがい就労を含めた地域活動へ的高齢者の円滑な参加促進
- 生きがい就労先の発掘
- 高齢者のコミュニティの形成

■事業概要

- セカンドライフセミナー、セカンドライフのコンシェルジュ、新たな生きがい就労の場の発掘の継ぎ目のない一体的な実施

[セカンドライフセミナー]

- セカンドライフにあたっての心構えや基礎知識等の基礎講座と具体的な生きがい就労先や活動先を想定した応用講座の2層の講座を実施
- 基礎講座では長寿社会でのライフデザイン支援、経験により培われた自分の能力の再発見支援、地域活動や生きがい就労のための心構え、コミュニケーション方法やケアサポート講座等の長寿社会で人生の成熟期を過ごすための基礎講座を実施
- 応用講座では生きがい就労先を見据えた個別の職能講習等を実施
例) 子育てに対する支援活動を想定した講習

[セカンドライフのコンシェルジュ]

- 高齢者を必要としている生きがい就労先や地域活動団体と高齢者の中で、就労先や地域活動団体で必要とされる人材と高齢者個々人の意向や能力との照らし合わせを行い、きめ細やかなマッチングを実施
- セカンドライフセミナーでの受講講座の相談
- マッチング実施後のフォロー

[新たな生きがい就労の場の発掘]

- 相談業務を通しての高齢者のニーズ把握と、ニーズに応じた生きがい就労先の発掘

■実施主体（想定）

- 民間事業者
- シルバー人材センター
- 市

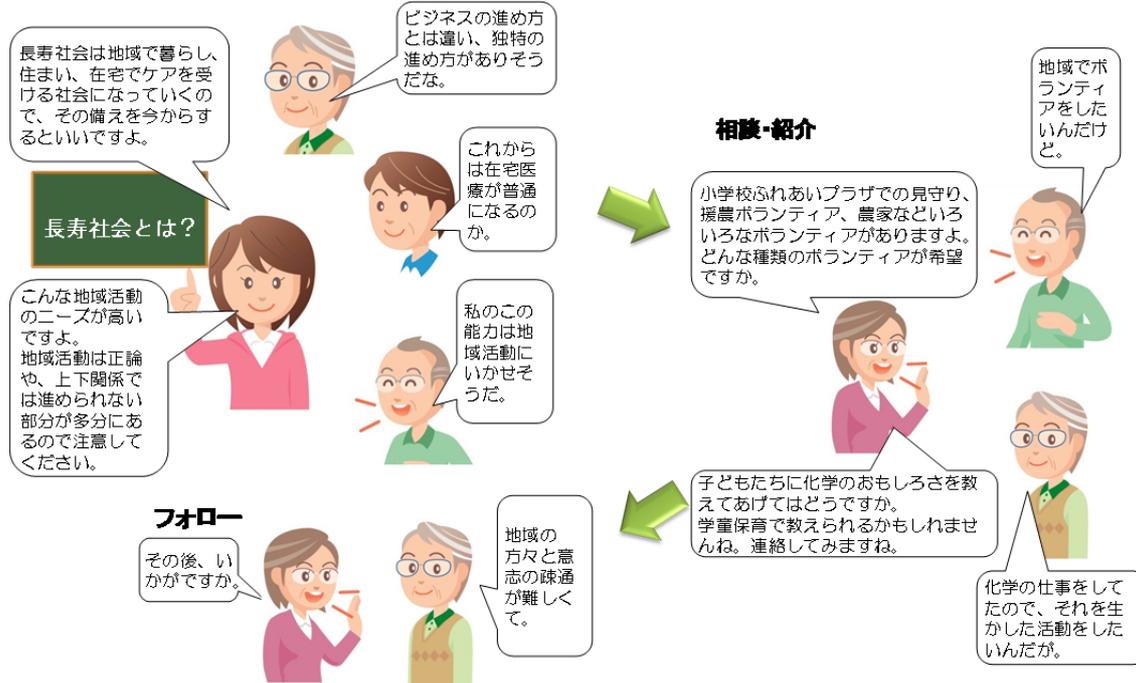
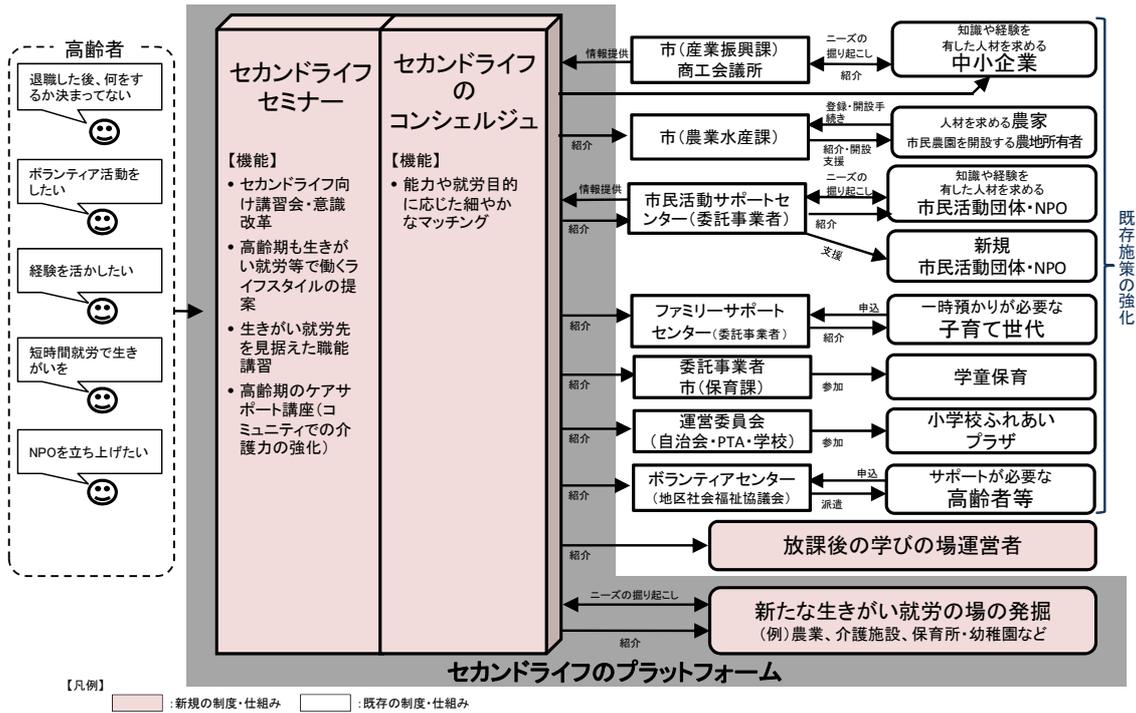
■留意事項

- マッチング先の運営者との綿密な連携、マッチング先の既存施策の強化

※セカンドライフのコンシェルジュ：高齢者の意向や能力を捉え、適切な活動の場へきめ細かく、丁寧に結びつける窓口、案内人

■スケジュール

短期 (H26-28)	中期 (H29-31)	長期 (H32-36)
事業スキームの検討 関係者協議		
事業実施		



② 高齢期のケアサポート講座

■目的

- 家族内での介護（自助）への備え
- 将来の要介護者が介護支援者側の意識を持つことで円滑な支援関係を形成
- 地域での介護を支える層（共助）の強化

■事業概要

- セカンドライフセミナーのメニューの一つとして、高齢者の日常の生活支援を行う為の知識や生活支援の方法等の講習を実施

■実施主体（想定）

- 民間事業者
- シルバー人材センター
- 市

■留意事項

- 習得した知識の質と高齢者の知識習得意欲を確保するための新たな認定制度等の検討
- 生きがい就労を含めた地域活動への移行

■スケジュール

短期（H26-28）	中期（H29-31）			長期（H32-36）				
事業スキームの検討 関係者協議								
事業実施								



③ ファミリー・サポート・センターの機能強化

■目的

- 病児・病後児保育の場の確保
- 既存保育施設と一時預かりの組み合わせによる多様な就労スタイルに応じた保育の場の充実
- 高齢者の活躍の場の拡大

■事業概要

- 病児・病後児を預かる側の研修等の実施
- 預かり対象を病児・病後児にまで拡大
- きめ細やかな周知活動等による利用促進
- 高齢者を含む支援会員の増強

■実施主体（想定）

- 市
- ファミリー・サポート・センター運営事業者（委託先）

■留意事項

- 医療機関との連携
- 生活者の立場からのプログラムの作成
- セカンドライフセミナーのメニューとの連携

■スケジュール

短期（H26-28）	中期（H29-31）	長期（H32-36）
病児・病後児の 制度検討		
	病児・病後児保育の実施	
	利用促進の検討・実施	



④ 放課後の学びの場の創出

■目的

- 子育て環境の魅力の向上
- 放課後における子どもの多様な居場所の充実
- 高齢者の生きがい就労の場の創出

■事業概要

- 保育の場と学習塾の間にある預かりの機能を有した学習の場を民間ビジネスモデルの中で提供
- 様々な知見を有している高齢者が地域の子どもの対象とした講座を実施

■実施主体（想定）

- 民間事業者

■留意事項

- 高齢者と子どもといった多世代が交流し、共に学び合う場づくりを意識
- 空き家での実施による賃料の縮減や特定財源の活用による継続利用しやすい料金の設定
- 放課後の居場所としての機能を考慮したカリキュラム設定
- セカンドライフのプラットフォーム（高齢期における社会参加の仕組みづくり）での講師等の募集
- 将来的には高齢者自身が事業体を立ち上げ、企画段階から高齢者が実施する体制に移行することも想定
- 空き家での実施による空き家対策も想定

■スケジュール

短期（H26-28）	中期（H29-31）	長期（H32-36）			
関係者協議・運営方法等検討	事業実施・検証				
		他地域での展開			



高齢者による習字教室



高齢者の経験を生かした英語講座

⑤ 学童保育、放課後子ども教室（小学校ふれあいプラザ）の機能強化

■目的

- 学童保育、放課後子ども教室の運営体制の充実による事業の充実
- 高齢者の活躍の場の提供

■事業概要

- 高齢者による学童保育での保育や保育支援の実施
- 高齢者による放課後子ども教室での見守り活動

■実施主体（想定）

- 運営事業者（学童保育委託先）
- 運営委員会（放課後子ども教室）

■留意事項

- 既存活動者と新規参入高齢者との円滑な意思疎通

■スケジュール

短期（H26-28）		中期（H29-31）			長期（H32-36）			
関係者協議								
	事業実施・検証							
他地域での展開								



⑥ 学童保育、放課後子ども教室（小学校ふれあいプラザ）のための学校施設の利活用

■目的

- 学童保育への移動縮減による安全性の向上
- 放課後子ども教室の充実
- 施設ストックの活用

■事業概要

- 学校施設外に設置されている学童保育を小学校の利活用可能教室で運営
- 体育館に限定されている放課後子ども教室を利活用可能教室でも開催

■実施主体（想定）

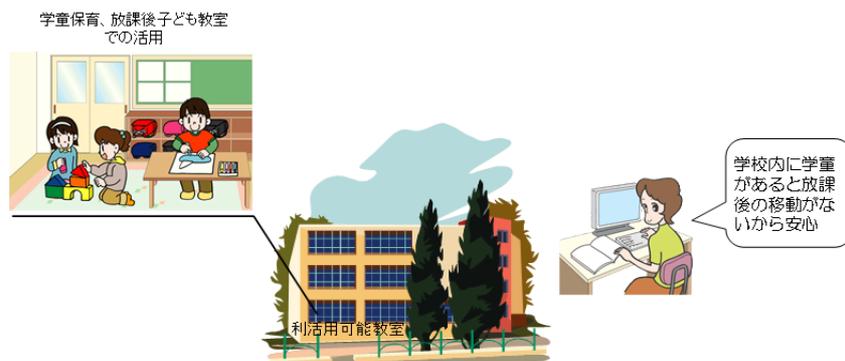
- 運営事業者（学童保育委託先）
- 運営委員会（放課後子ども教室）

■留意事項

- 学校、保護者の理解が必要
- 学校施設利活用のための条件の洗出し

■スケジュール

短期（H26-28）	中期（H29-31）			長期（H32-36）			
課題対策の検討 関係者協議							
	事業実施・検証			他地域への展開			



⑦ 子育て世代等による住宅ストックの活用

■目的

- 子育てに適した住まいの提供
- 子育て層の転出抑制、転入促進
- 地域での世代バランスの確保
- 住宅ストックの活用

■事業概要

- 高齢者が所有している戸建て住宅を対象とし、それらの住宅で子育てをするライフスタイルの提案・意識改革、子育て層の転居ニーズの喚起
- 子どもが巣立ち、維持管理が困難になってきた戸建て住宅は必要に応じ改修後に、子育て世代に売却又は賃借

■実施主体（想定）

- 不動産事業者・金融機関等の第三者機関
- 一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）
- 市

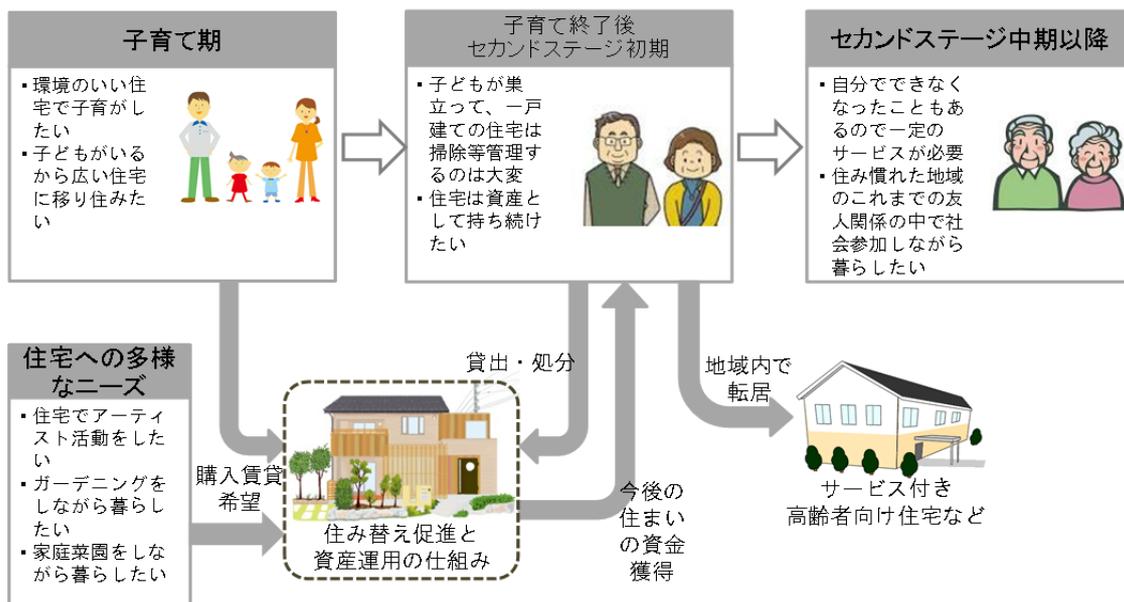
■留意事項

- 既存住宅の一定の質（耐震化等）の確保
- 住宅性能の評価の仕組みの構築
- 転入者の継続した居住
- サロンなどの地域活動や高齢者向けシェアハウス（一つの家を複数人で共有する暮らし）等による活用の検討
- 「住み慣れた地域での良好な住宅の整備促進」、「持ち家高齢者の転居に伴う資産運用」との連携

■スケジュール

短期（H26-28）	中期（H29-31）	長期（H32-36）		
事業スキーム検討 関係者協議				
	モデル地域を中心に実施・検証			
		本格実施		





ライフステージに応じた住み替えの仕組み

⑧ 住み慣れた地域での良好な住宅の整備促進

■目的

- ・ 住み慣れた地域での良好な転居先の確保

■事業概要

- ・ 住み慣れた地域での住み替えのビジョンの作成
- ・ モデルとなる質の高い高齢者向け住宅の整備
- ・ 質の高い高齢者向け住宅等への需要喚起・意識改革
- ・ 需要に対応した質の高い住宅の整備促進

■実施主体（想定）

- ・ 民間事業者
- ・ 市

■留意事項

- ・ 質が高く、魅力ある住宅の整備
- ・ それまでのライフスタイルに配慮した住宅の設備
- ・ 家族関係や地域の間人間関係から生まれる効果に配慮した住み替えビジョン
- ・ モデル住宅と 24 時間対応可能なケアサービス拠点の近接による在宅医療の促進
- ・ 地域包括ケアシステムとの有機的な連携

■スケジュール

短期（H26-28）	中期（H29-31）	長期（H32-36）
ビジョンの作成		
モデル地区での事業化検討		
	需要喚起・意識改革	
	モデル住宅の整備	
		高齢者向け住宅の整備促進

⑨ 持ち家高齢者の転居に伴う資産運用

■目的

- 高齢者本人が負担する介護サービス費用等の資金確保
- 住み慣れた地域でのライフステージに合った転居
- 住宅ストックの有効活用

■事業概要

- 高齢者単身又は夫婦世帯の住宅所有者を対象に、既に所有している住宅を賃貸し家賃収入を得ることなどにより、転居先の住居やサービスに要する費用を確保する仕組みを構築

■実施主体（想定）

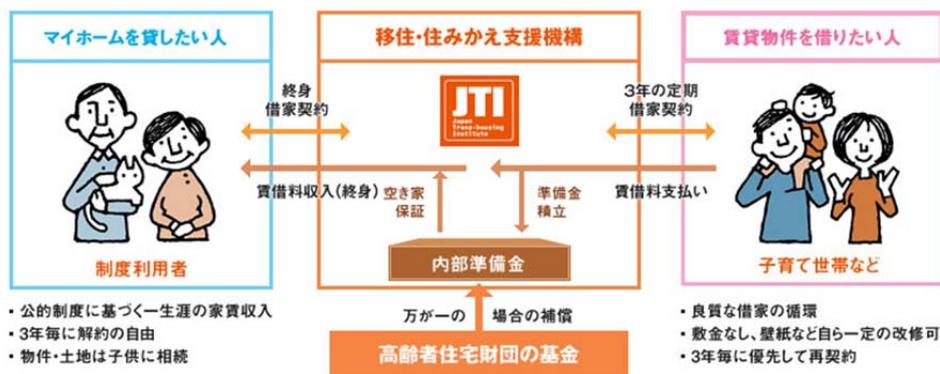
- 一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）
- 不動産事業者・金融機関等の第三者機関

■留意事項

- 持ち家への固執意識の改革
- 貸し手の安定的収入の確保
- 貸し手と借り手の資金ニーズを考慮した賃借料の設定
- 住宅の性能評価の仕組みの構築

■スケジュール

短期（H26-28）	中期（H29-31）	長期（H32-36）
事業スキームの検討 関係者協議		
	モデル地域を中心に実施・検証	
		本格実施



[参考] 一般社団法人 移住・住みかえ機構 マイホーム借上げ制度

⑩ 企業の共同等による事業所内保育施設の設置

■目的

- 就業スタイルに適合し、安心して預けられる保育の場の設置
- 夫婦共働きのライフスタイルの支援

■事業概要

- 事業所内保育施設設置のニーズを掘り起し、事業所内保育施設の設置を促進
- 単独での設置が困難な場合は、市が仲介し、企業の共同による事業所内保育施設の設置を促進

■実施主体（想定）

- 事業所内保育施設の設置ニーズがある企業（単独・共同）

■留意事項

- 設置した保育施設での自社労働者以外の地域の子の保育
- 事業所内保育施設の共同設置・運営への助言

■スケジュール

短期（H26-28）	中期（H29-31）			長期（H32-36）			
ニーズの掘り起し 設置促進のための制度研究							
	企業間仲介・事業所内保育施設の設置						



事業所内保育施設の共同設置イメージ

⑪ 健康増進と虚弱化予防のための事業

■目的

- 健康寿命の延伸
- 介護保険料等扶助費の抑制

■事業概要

- ICT（情報通信技術）や電子機器の活用等による日常生活の範囲内での簡易な健康チェックと健康状態の見える化
- 病気や要支援、要介護になる手前の段階（未病状態）からの予防のための食事・運動情報等の提供やアドバイス
- 上記を実施するための場所の設置
- 生活習慣病や虚弱化の予防に向けた気づき・学びの機会の創出

■実施主体（想定）

- 民間事業者
- 市

■留意事項

- 神奈川県実施事業との連携
- 特定健診データ等との連携
- 個人の健康履歴情報の医療利用との連携

■スケジュール

短期（H26-28）	中期（H29-31）	長期（H32-36）
関係事業者、県との調整、拠点機能の検討		
	拠点の設置・検証	
		拠点の拡大
		虚弱化予防の気づき・学びの機会の提供

※未病状態とは、生活習慣病や要支援、要介護の手前の状態です。病気や要支援、要介護の発生を防ぐことが重要であることから未病状態という言葉を使用しています。

⑫ 長寿社会のまちづくりイメージワークショップ

■目的

- ・ 長寿社会のイメージの共有
- ・ 地域で活動する主体間のつながりの構築
- ・ ニーズをとらえた地域活動の創出と既存活動の磨き上げに向けた気づきの創出

■事業概要

- ・ 長寿社会で予想される変化を示し、生活レベル、コミュニティの活動レベルでどのような変化が生じるかをワークショップ形式で共有し、変化への気づきの促進
- ・ 気づいた後に、長寿社会のイメージや自分又は組織が果たせる役割、他の組織の役割との棲み分けを共有
- ・ 共有された課題解決に向けた参加主体による新規事業の創出等の促進
- ・ 市内12地区単位で実施

■実施主体（想定）

- ・ 自治会
- ・ 地区社会福祉協議会
- ・ 市民活動団体
- ・ 青少年育成推進協議会
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 地区民生委員、児童委員協議会
- ・ 関係事業者
- ・ 一般の市民 等

■留意事項

- ・ （仮称）まちぢから協議会等の地域組織（会議体）との機能連携
- ・ 新規の地域活動の推進母体の創出
- ・ テーマの深化、細分化を図りながら継続実施
- ・ 汎用性のあるワークショッププログラムの作成

■スケジュール

短期 (H26-28)	中期 (H29-31)	長期 (H32-36)
事業スキームの検討 関係者協議		
	モデル地域での実施	
		他地域への展開



⑬ 若年期からの共助の精神の育成

■目的

- 助け合いの精神（共助）により地域が成立していることに気づく
- 若年期から共助の精神を育む

■事業概要

- 学校の授業での環境体験、福祉体験等の体験学習の実施
- 地域のイベントへの中学生等の参加
- 体験学習の内容の感想文を作成

■実施主体（想定）

- 学校
- 地域で活動する諸団体

■留意事項

- 地域と学校との既存の活動内容の延長線上で実施
- 学校間の情報共有
- 共助について考える機会の継続的な確保

■スケジュール

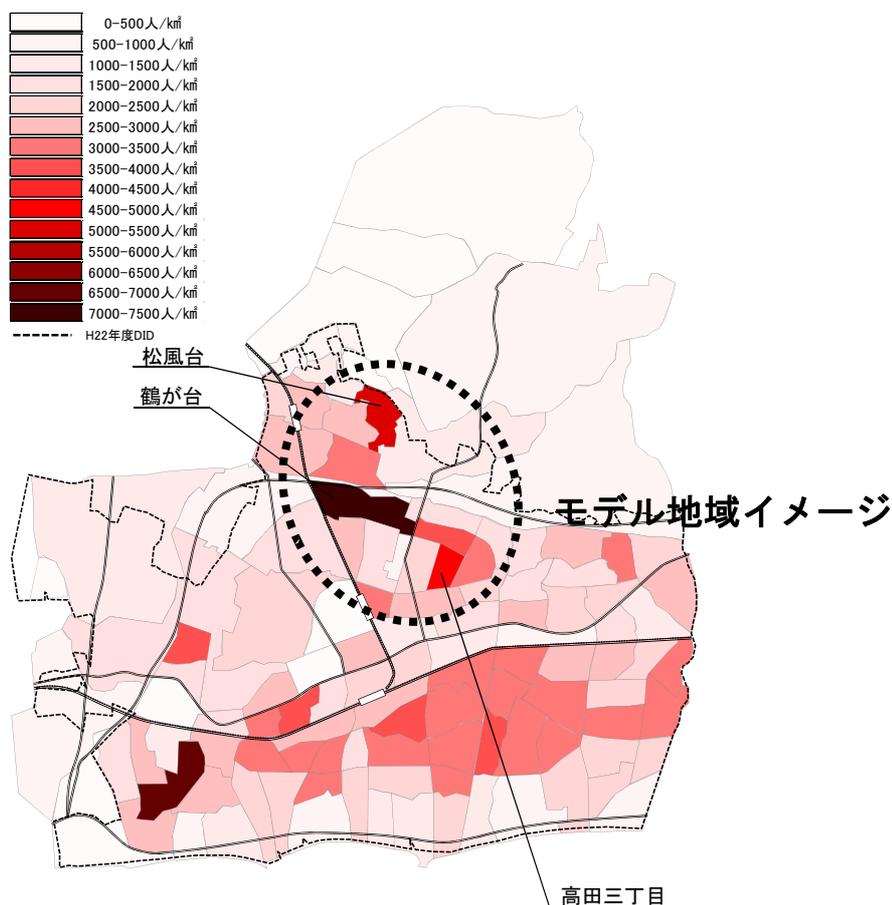
短期（H26-28）			中期（H29-31）			長期（H32-36）					
モデル校の事例紹介と他校への展開											

4 モデル地域での事業の推進

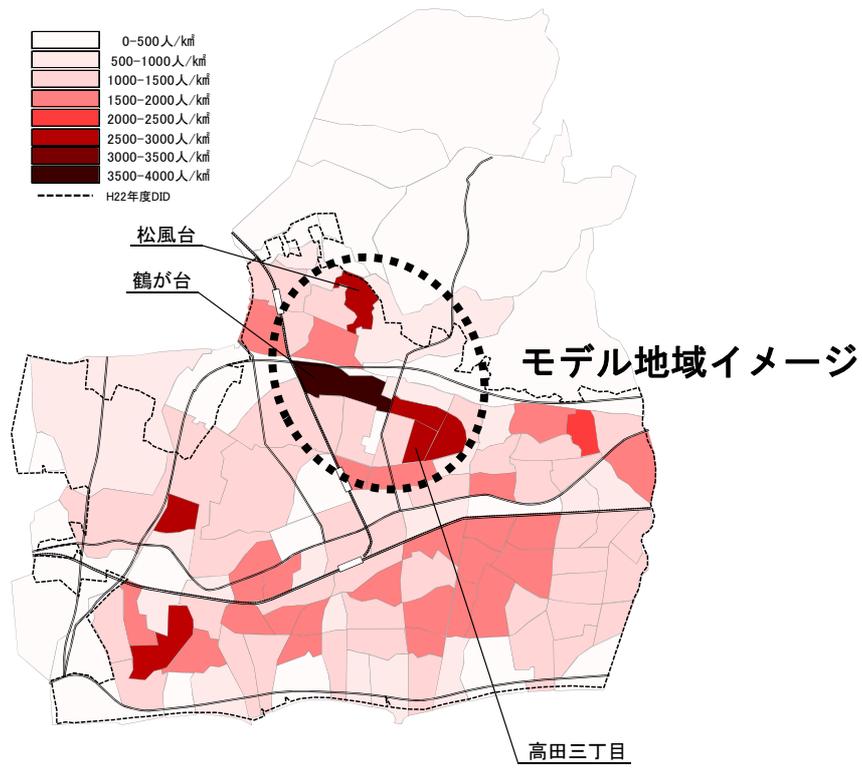
(1) モデル地域の設定

地域ごとでの取り組みが必要な事業などは、モデル地域を設定して先行的に取り組み、モデル地域での実績を踏まえて全市域への展開を図ります。既に高齢者人口の多い地域をモデル地域として設定することにより、モデル事業の効果の適切な検証を行うことができます。そのため、市内でも高齢者人口の多い鶴が台、松風台、高田三丁目を中心とした地域をモデル地域として設定します。

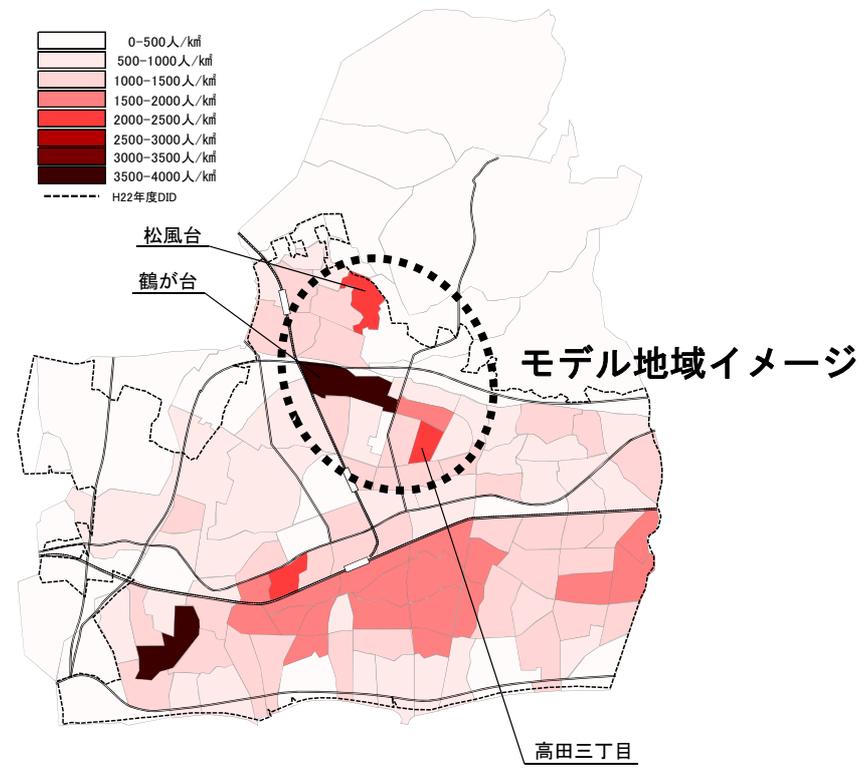
なお、本市では地域包括ケアを含む様々なサービスを市内12地区の自治会連絡協議会と同一の範囲を単位として実施していますが、鶴が台と松風台は湘北地区に位置し、高田三丁目は松林地区に位置します。そのため、モデル地域の中心となる地域は上記の3地区としつつも、具体的にどこまでの範囲をモデル地域として設定するかについては、事業推進に当たって重要となる既存の地縁組織の範囲を見据えながら、事業ごとに設定していきます。



町丁字別高齢者人口密度とモデル地域のイメージ



町丁字別前期高齢高齢者人口密度とモデル地域のイメージ



町丁字別後期高齢者人口密度とモデル地域のイメージ

(2) モデル地域での事業推進にあたっての考え方

豊かな長寿社会の将来都市像を効果的に達成するためには、事業間の連携を図り、迅速に最大の効果を得ることが重要です。特にモデル地域での事業推進にあたっては、事業間の連携、事業の一体的な推進を可能な限り実施し、複数事業の効果を相乗的に早期に表出させ、その後の全市展開のモデルを示していくことが求められています。そのため、実施の方法、市民の意識改革等のソフト面での連携を図るだけでなく、ハード的な整備が必要な事業について、連携を図るために拠点となる施設を整備し、事業間の連携が図りやすい環境を形成します。

また、既存の取り組みにより構築された基盤を十分に生かし、既存の取り組みとの実施の方法や周知の方法等で十分な連携を図り、効果的な事業展開を図ることが重要となります。例えば、既に地域ごとの社会教育活動の拠点となっている公民館等の社会教育施設との機能連携も充分に行い、地域コミュニティ活動の活発化を促進するなど効果的な事業展開を図ることが挙げられます。

5 今後の進め方

(1) 推進体制

本基本方針で記載した事業は、豊かな長寿社会を実現するために総合的な視点に立って検討したものであり、これらを着実に推進していくために分野に囚われない組織横断的なプロジェクトとして取り組んでいきます。各事業を単独で進めていくのではなく、事業間の情報共有を図り、必要に応じて有機的に連携していくことで、それぞれの事業効果の増幅を図ります。

また、事業を効果的、効率的に推進し、豊かな長寿社会を実現するためには、主体として活動する市民、サービスや商品を提供する企業等の民間事業者や自治会等の地域コミュニティ、NPO等のテーマ型コミュニティ、専門的知見から提言や調整を行う大学（研究機関）、全体的なとりまとめを行う行政が、それぞれの役割を踏まえ、一体となって取り組みを進めていく体制を構築します。

(2) 民間活力の活用

本基本方針の事業を推進していくためには、行政だけではなく、自治会等の地域コミュニティ、NPO等のテーマ型コミュニティといった民間団体の役割が重要です。また、民間企業のノウハウ・活力を十分に生かすことで、より効果的、効率的な事業展開を図ることができます。

自治体の経営資源が制約される中で、市民サービスの水準を満たしていくために多様な主体が公共を担い、相互補完によるまちづくりを進めていくことの必要性については、他の取り組みでも共通する事項ですが、今回の様に新たな事業に取り組んでいくうえではその視点を強く意識する必要がありますので、民間活力を十分に生かした事業展開を図ります。

(3) 事業の改善と新たな事業の検討

本基本方針で掲げる事業の多くは、他の自治体での先進事例が少ないものです。先進事例がある場合でも、本市で効果を上げるためには本市の特性を踏まえて適応化を図っていく必要があります。

本市にとって新しい取り組みを進めていくことになることから、目指す効果を得るために事業を進めながら検証と改善を行っていきます。

また、豊かな長寿社会を実現するために必要な事業の全てを検討しきれたわけではありません。「元気で、自分らしく、生涯暮らせるまち 湘南 茅ヶ崎」を実現し、本市をより魅力的で持続可能なまちにしていくために、事業を進める中で、また社会や地域の情勢を見据えた中で、本基本方針に記載されていない新たな取り組みを積極的に検討し、進めていきます。

豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針

平成27（2015）年2月発行

発行：茅ヶ崎市

編集：企画部企画経営課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話：0467-82-1111

FAX：0467-87-8118

ホームページ：<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>